

仕様書

1. 業務名 乳幼児健診予約システム導入・運用保守業務

2. 目的

乳幼児健診予約システム（以下予約システム）の導入により、乳幼児健診の予約変更・キャンセルを24時間受け付け、子育て世帯へのサービス向上につなげるとともに、乳幼児健診の予約割付を自動化し、健診会場の定員管理や通知物発送に関する業務の効率化を目指し、職員の負担軽減につなげる。

3. 業務期間

契約の翌日から～令和11年3月31日とする（令和7年10月1日の運用開始を想定）。

4. 履行場所

発注者が指定する施設及び受注者が利用するデータセンター

5. 対象施設

予約システムは、下表の使用場所で利用する。

使用場所	住所
こども青少年支援部	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
中区地域支えあい課	広島市中区大手町四丁目1番1号
東区地域支えあい課	広島市東区東蟹屋町9番34号
南区地域支えあい課	広島市南区皆実町一丁目4番46号
西区地域支えあい課	広島市西区福島町二丁目24番1号
安佐南区地域支えあい課	広島市安佐南区中須一丁目38番13号
安佐北区地域支えあい課	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
安芸区地域支えあい課	広島市安芸区船越南三丁目2番16号
佐伯区地域支えあい課	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号

6. 予約システムの対象となる健診

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査
（年間処理予定対象者人数：約30,000人）

7. 導入スケジュール

内容	期間
契約締結	令和7年6月中旬頃
システム構築	（契約締結日）～令和7年9月30日
本番稼働	令和7年10月1日～

8. システムの要件

クラウド（SaaS 方式）で下記サイトを提供すること。

- ・ 住民向けサイト（日程変更専用ページ）
- ・ 管理者向けサイト

また予約システムは、次の各機能を備えること。また別紙『機能仕様書』を満たすこと。

(1) 基本要件

- ① 既に自治体事業の採用実績のある完成されたシステムを基本として発注者の求める要件を全て満たすこと。
- ② 住民向けサイトでは、4 か月児健診などの予め指定された健診日の日程変更のみを受け付けるサイトを URL で提供すること。
- ③ 管理者向けサイトでは、住民向けサイトの予約状況を確認できること。
- ④ 電話による対象者からの問合せも考慮し、予約状況がリアルタイムで反映できること。
- ⑤ 管理者向けサイトでは、職員による代理予約や変更ができ、住民向けサイトからの予約と管理者向けサイトからの予約とは一元管理でき、効率的に予約受付を行えること。
- ⑥ 対象者情報の取り込み、予約情報の出力は LGWAN 回線を利用したセキュアな方法であること。
- ⑦ 対象者情報はパブリッククラウドには配置せず、かつインターネットと接続している領域とは切り離された領域で管理されること。

(2) 信頼性要件

J-LIS 総合行政ネットワーク ASP アプリケーションサービスリストに登録されたクラウドサービスを利用すること。

また、システムを稼働させるプラットフォームは耐震又は免震機能を有し、自家発電設備や空調設備を備えた日本国内の施設で運用すること。

- ① サービスの提供時間は、障害時などを除き、24 時間 365 日とする。なお、点検などの事前に予見される対応のためにシステムが利用できない時間が見込まれる場合には、その日の 1 週間前までに発注者に通知すること。
- ② ハードディスクなどの障害時のデータ消失などに備えた対策を行うこと。
- ③ 万が一、サーバー環境に障害が発生しシステムがダウンした場合も、システムを継続利用できるよう、HA 構成等高可用性対策が取られていること。
- ④ サーバーを管理するデータセンター及び運営・管理する法人の本社は、日本国内に存在するものとし、必要に応じて発注者からの視察を受け入れることができるものとする。
- ⑤ 大規模災害等で変電所からの送電が止まった場合、無給油で 24 時間以上の連続稼働を実現する自家発電装置をデータセンター内に有していること。
- ⑥ データセンターの受電設備や UPS(無停電電源装置)などの各種基盤設備が全て冗長化されていること。

⑦ データセンター内の監視体制として、24 時間 365 日アラート監視を行っていること。

(3) 拡張性・柔軟性要件

- ① 発注者の人口規模などを勘案し、保存されるデータ量が飽和状態とならないように、データの保存容量を確保しておくこと。
- ② 保存容量を追加することになった場合には、受注者の責任において行うこと。なお、当該作業に伴うシステム停止が発生する場合は、作業予定日の 1 週間前までに発注者に連絡し、承認を得たうえで作業を行うこと。
- ③ 継続的なサービス向上のため、定期的なバージョンアップによる機能追加がなされること。
- ④ 健診日程の予約をシステム内で割り振るとともに、予約を割り振った対象者に対して、ログイン ID やパスワードを一括発行するオプション機能を有すること。
- ⑤ 対象者情報・予約情報をもとに、対象者に対する日程通知等の通知物の PDF データを作成するオプション機能を有すること。

(4) テスト要件

- ① 受注者において運用テストを実施した後、発注者が指定する職員とともにユーザー受入れテストを実施すること。
- ② 発注者が、運用テスト結果からシステム機能が本業務使用に適合しないと認められるときは、発注者及び受注者双方の協議の上、速やかに機能の見直しを行うこと。
- ③ 利用開始後であっても、運用テスト不足と合理的に認められる場合には、追加で必要な運用テストを実施すること。また、その結果、システム機能が本業務仕様に適合しない事実が発見されたときは、発注者及び受注者双方の協議の上、速やかに、機能の見直しを行うこと。但し、機能の見直しにあたっては、稼働中のシステムの運用に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。
- ④ 受注者は、テスト終了後、テスト結果報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。

(5) 保守要件

業務履行期間終了までの間、運用・保守管理を行い、発注者と協議の上、必要な維持管理を行うこと。本業務又は本業務に関連する事項について、発注者からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、発注者に積極的な提案を心掛けること。

① ソフトウェア保守要件

障害発生時などの発注者からの連絡対応については、年末年始を除く平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで受付対応すること。

② 運用支援

年度途中で事業日程や定員の追加や変更などがあつた場合にも、追加費用なく対応できること。

(6) セキュリティ要件

① ログ管理

例外事象の発生に関するログを取得すること。また、十分なストレージ容量を確保し、取得したログを年度単位で1年間保管すること。

② 不正プログラム対策

不正プログラムの感染を防止する機能について、全てのサーバーに導入すること。また、新たに発見される不正プログラムに対応するための更新を行い、効果を維持すること。

③ ネットワークの制御

指定したユーザー・通信プロトコルのみ許可する機能を備えること。

④ セキュリティ環境

- ・ 管理者向けサイトの閲覧や予約情報の移出等は LGWAN 環境を利用してできること。
- ・ LGWAN 環境に対応した環境で提案できない場合は、専用回線の敷設工事費と回線維持経費も見積に含めること。なお、管理者向けサイトの閲覧や予約情報の移出等は、保有する個人情報を扱うため、インターネット VPN 等は認めない。
- ・ 住民向けサイトは SSL 通信で暗号化されていること。
- ・ 住民向けサイトの通信（インターネット）については、WAF および IDS/IPS を用いて不正アクセスを防止すること。また、セキュリティ対策における運用監視については、24時間365日の有人監視を行うこと。

(7) 健康管理システム連携要件

健康管理システム上で受診可否を判定した対象者情報を予め指定したタイミングで予約システムへ取り込めること。

上記連携データの仕様に関して、受注者よりレイアウトなどの仕様を提供し、必要に応じて健康管理システム保守業者と協議すること。

(8) 予約情報のリスト出力

- ① 対象者情報、予約情報など予約システムで保有している情報から必要な項目を、指定したレイアウトでリスト出力できること。
- ② 予約情報は健診ごと、区ごとにリスト出力できること。なお、健診は3種類、区は8区あるため、24種類のリスト出力を想定している。

(9) 研修

- ① 運用開始前に、職員に向け、操作方法の習得を目的とした研修を実施すること。研修については対象職員に対して、十分理解できるように実施すること。なお、研修の効果を最大限に発揮するため、研修時まで本番環境に近い状態でシステムを試用できるものとする。

- ② 予定する研修のカリキュラムやマニュアル案を提示すること。
- ③ 研修に必要なPC、通信回線、電源等は発注者が用意する。
- ④ 受注者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修受講者数は協議による。

9. 納品物

本業務における納品物を以下に示す。

(1) システム

機能が利用できる状態をもって納品されたとみなす。

(2) 導入開始時提出物

現時点では、下記に示す資料を想定しているが、詳細は発注者及び受注者との協議により決定する。また受注者は、随時、資料を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- ① 導入業務完了届
- ② システム操作マニュアル

(3) 運用・保守報告書

業務完了後、翌月末までに提出し、発注者の承認を得るものとする。

<納品先> 広島市こども未来局こども青少年支援部（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

10. 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) プライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していること。
- (3) サービス提供を行う組織が、品質マネジメントシステム（ISO 9001、ISO/IEC 27001）の認証を受けていること。
- (4) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜発注者及び受注者双方の協議により処理する。
- (5) 受注者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (6) 本業務の利用にあたり、必要がある場合は相互調整のため、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (7) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (8) 通知物について、発注者が別途契約する「ひろしま子育て応援アプリ乳幼児健診サービス導入及び運用・保守業務」の事業者とできる限りの連携を図り、乳幼児健診業務が円滑に進めれる工夫があること。
- (9) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、発注者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (10) 履行にあたり、受注者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受注者の責任において処理すること。

- (1 1) 発注者又は発注者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ発注者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (1 2) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、配信前にデータが第三者に漏えいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。
- (1 3) 受注者が作成した本システムのコンテンツ等に関する著作権は、受注者が有するものとする。
- (1 4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (1 5) 本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。